平成２０年度中小企業関係税制改正のポイント

○今般の税制改正において、長年の課題であった事業承継税制の抜本拡充が実現。これにより、事業承継の最大の支障の一つである中小企業経営者の相続税負担の問題が一掃され、事業の継続・発展を通じた地域経済の活性化を強力に後押し。

○あわせて、中小企業の生産性向上・成長の底上げを促進する中小企業投資促進税制、少額減価償却資産特例の延長や中小企業技術基盤強化税制の拡充等が実現。

中小企業の事業承継の円滑化

１．中小企業事業承継税制の抜本拡充

➢非上場株式等に係る相続税の軽減措置について、**現行の１０％減額から８０％納税猶予**に大幅に拡充

➢本制度は、平成２１年度改正で創設し、**事業継続円滑化法(仮称)の施行の日(平成２０年１０月予定)以降の相続に遡って適用**

自社株に係る１０％減額措置（現行制度）

主な要件

＜対象会社要件＞

発行済株式総額 ２０億円未満 の会社

＜軽減対象の上限＞

相続した株式のうち、発行済株式総数の2/3又は評価額１０億円までの部分のいずれか低い額

軽減割合を８０％に大幅拡充

自社株に係る８０％納税猶予（改正後）

主な要件

○対象会社は中小企業基本法上の中小企業
※株式総額要件は撤廃

○軽減対象となる株式の限度額は撤廃
※但し、発行済株式総数の2/3以下の限度有り。

２．非上場株式を純資産価額方式により評価する場合に計上される営業権の評価について、標準企業者報酬額及び総資産価額に乗ずる利率を見直す（当該利率は2%から5%に引上げ予定）。

中小企業の生産性向上・成長の底上げ

◆中小企業投資促進税制の延長、情報基盤強化税制の延長・拡充

➢ 情報基盤強化税制の取得価額要件を大幅に引き下げ（300万円→70万円）、基本的に、中小企業のソフトウェア投資の取得価額要件は70万円以上の一本化。
右記以外のソフト データベース管理ソフト等

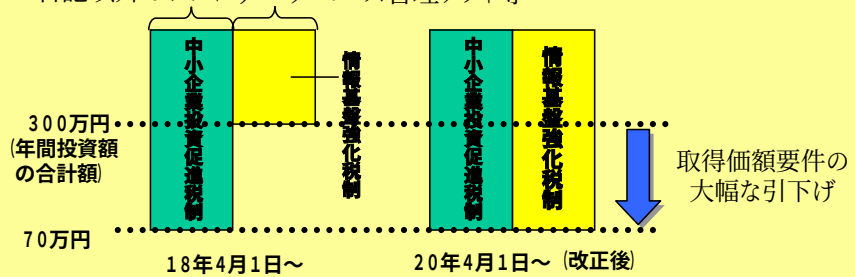

◆少額減価償却資産特例（30万円未満の少額資産の即時全額損金算入）の延長

◆中小企業技術基盤強化税制（研究開発税制）の抜本拡充

➢ 試験研究費に対する税額控除上限の引上げ（現行の上限：法人税額の20%）
－研究開発を増加させている企業又は研究開発比率が高い企業が最大30%まで税額控除できる枠組みに拡充（上限の別枠10%）

◆人材投資促進税制の拡充

➢ 教育訓練費割合が一定水準以上の中小企業について、増減に関わらず教育訓練費の8-12% を税額控除する「総額方式」に拡充。

◆創業5年以内の中小企業者に対する欠損金の繰戻還付措置の延長

◆交際費の損金算入特例（400万円まで90%損金算入）の延長

◆企業再生税制の特例措置を受ける私的整理の要件の緩和

➢ 企業再生税制の適用要件である「2以上の金融機関等の債務免除」につき、「金融機関等」に信用保証協会を追加。

◆農林水産業と商工業との連携等を促進するための所要の税制措置

➢ 農林水産業者と中小企業者が連携し、商品等の開発、生産等を行うための設備投資に対する税制措置の創設（7%の税額控除又は３０%の特別償却）